

車両系建設機械チャーター等単価契約 仕 様 書

- 1 本事業は、監督職員の指示に従い施工すること
- 2 本事業での「指示」とは、監督職員等が書面で交付する指示書をいう。また、「協議」とは、受注者が事業実施上、必要となる作業の詳細な実施方法等について監督職員あてに書面で通知する協議書をいう。
- 3 事業に必要な物件は、監督職員の指示がない限り移動又は撤去することができない。
- 4 事業を施工するうえで障害となるものは、監督職員の指示に従い取壊し除去または移転すること。
- 5 事業の施工に直接必要な運搬施設、材料置き場、宿舍、倉庫等の敷地に供するため国有林野を使用する場合、または林道敷その他の施設を使用する場合は、監督職員の指示に従い所定の手続をすること。
- 6 事業に使用する機械器具で監督職員が不相当と認めたものは、使用することができない。
- 7 軽微な事項で事業実行上当然必要とするものについては、受注者の負担で処理する。
- 8 事業終了後は、現場の跡地整理を行うこと。
- 9 伐採処理は規定の林道敷内にある樹木を根元から切り取り、笹、樹木、倒木その他有害な物件を取り除き、林道敷外に除去し安定処理させなければならない。
- 10 林道敷内にあっても交通又は路面保護上障害となる立木の枝条及び、倒れるおそれのある立木は、監督職員の指示によって除去または伐倒処理しなければならない。
- 11 浅く少量の切盛が連続する箇所（横断面ほぼ水平）の施工方法は、切り取り及び盛土工に準じて、はじめに地覆物を削起し除去した後に、高低を切盛りして所定の路面高に仕上げるものとする。
- 12 切取法面は監督職員の指示により、よく切り取り仕上げをし、玉石岩石等の浮石その他有害な物件を残さないようにする。
- 13 切り取りによって生じた土石は、なるべく盛土等にあてるようにし、余分な土石は監督職員の指示に従い障害のない場所に処理すること。
- 14 受注者は、機械の稼働については細心の注意を払い、安全及び効率的な作業に努めなければならない。また、作業機械の運転者が十分に目視できない後退、転回時には誘導員を配置し、適正な誘導により、運転者の安全な操作を確保しなければならない。

なお、稼働中に事故が発生した場合は速やかに監督職員に通知するものとする。

- 15 本業務にあたって、関係法規は、これを遵守すること。
- 16 業務上、作業者に危険が生じるおそれのあるときは、監督職員に事前に連絡すること。
業務実行中に作業者に危険が及ぶ恐れがある場合は臨機の措置を講じるとともに、措置を講じた後、速やかに監督職員に報告すること。
- 17 大型土のう、その他重量物の吊荷移動をともなう作業をおこなう場合は、クレーン仕様の機種により実施すること。
- 18 作業管理（写真管理）については、監督職員の指示によること。